

## 鶏伝染性気管支炎ワクチン（シード）

平成 23 年 7 月 15 日(告示第 1349 号)新規追加

平成 24 年 8 月 10 日(告示第 2005 号)一部改正

平成 30 年 4 月 27 日(告示第 969 号)一部改正

動生剤基準の鶏伝染性気管支炎ワクチン（シード）の 3.5.4 から 3.5.7 までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。